

訳者あとがき

本書は、ファン・ダン・タインとチュオン・ティ・ホアの共著『ベトナム立憲略史』（Phan Đăng Thanh & Trương Thị Hòa, *Lược Sử Lập Hiến Việt Nam*, Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh, TP. Hồ Chí Minh, 2013）の全訳に、同じ共著の『ベトナムの革命立憲史』（Phan Đăng Thanh & Trương Thị Hòa, *Lịch Sử Lập Hiến Cách Mạng Việt Nam*, Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh, TP. Hồ Chí Minh, 2014）の第二章第7節「2013年に改正・補充されたベトナム社会主義共和国憲法」と「結論」の翻訳を追加したものである。本書の翻訳については、著作権所有者である二人の共著者から快諾していただき、感謝申し上げる。

共著者のファン・ダン・タイン氏とチュオン・ティ・ホア氏はご夫婦で、共に弁護士でホーチミン市在住である。経歴についてご紹介すると、夫のファン・ダン・タイン氏は、1946年キエンホア省（現在のベンチャー省）生まれ。68年にサイゴン国家行政学院卒業。75年にサイゴン文科大学の大学院修了。92年には南部法律部門知識人対象の社会主義的法知識養成クラスを修了し、翌93年にはベトナム社会科学委員会（現在のベトナム社会科学アカデミー）の「国家と法」研究所で法学修士、95年にはホーチミン市の社会科学院で史学博士の学位を取得されている。95年からホーチミン市・弁護士団の弁護士を務めるほか、ホーチミン市法科大学などで教鞭をとり、さらにホーチミン市の『法律』紙の記者もされている。

妻のチュオン・ティ・ホア氏は、1947年ヴィンビン省（現在のチャーヴィン省）生まれ。75年にサイゴン法科大学の大学院とサイゴン文科大学の大学院を修了し、71年からサイゴン弁護士団の見習い弁護士をされていた。92年には南部法律部門知識人対象の社会主義的法知識養成クラスを修了し、翌93年にはベトナム社会科学委員会（現在のベトナム社会科学アカデミー）の「国家と法」研究所で法学修士を、さらに94年にはホーチミン市の社会科学院で史学修士の学位を取得されている。89年からホーチミン市弁護士団の弁護士となり、95年から02年にはホーチミン市弁護士団の副主任を務められた。ホーチミン市法科大学などで教鞭をとるほか、ベトナム司法省の司法学院の講師をされたことがある。このように、お二人共に南部出身で、75年以前の旧南ベトナム

の大学で法学教育を受け実務経験ももっている現役の弁護士であり、さらに歴史研究者でもある点が注目すべき点である。

お二人は共著で沢山の著作を出版されている。私が把握しているだけでも、歴史・政治関連本が13冊、法律解説本が10冊ある(2022年半ば時点)。以下では、私の手元にある主要な著作のみごく簡単に紹介させていただく。◆『20世紀前半のベトナム立憲思想』(*Tư Tưởng Lập Hiến Việt Nam Nửa Đầu Thế Kỷ XX*, Nhà Xuất Bản Chính Trị Quốc Gia, Hà Nội, 2012)は、本書第1部の基となっているものである。◆『ベトナムの革命立憲史』(*Lịch Sử Lập Hiến Cách Mạng Việt Nam*, Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh, 2014)の一部は本書第4部で翻訳しているが、本書第3部の基となっているものである。この本の巻末には、1946年憲法、1959年憲法、1980年憲法、1988年と1989年の改正憲法、1992年憲法、2001年の改正憲法、2013年の改正憲法のベトナム語原文が付録としてついている。◆『ベトナムにおける弁護士業の歴史』(*Lịch Sử Nghề Luật Sư ở Việt Nam*, Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh, 2015)は植民地期から現在までのベトナムにおける弁護士業の歴史を扱ったもので、付録には弁護士に関する法的文書が植民地期7本(仏越二か国語)、「ベトナム国家」2本、ベトナム共和国2本、革命時代(1945～現在)22本が掲載されている。◆『ベトナムにおける出版制度の歴史 第1巻 1945年八月革命以前(1858～1945)』(*Lịch Sử Các Chế Độ Báo Chí ở Việt Nam Tập 1 Trước Cách Mạng Tháng Tám 1945 (1858-1945)*, Nhà Xuất Bản Tổng Hợp Thành Phố Hồ Chí Minh, 2017)は植民地期の新聞・雑誌の歴史を扱ったもので、付録に仏越二か国語で①1881年7月29日付けの出版自由法(全70条)、②1898年12月30日付けのインドシナにおける出版制度に関するデクレ(全9条)、③1927年10月4日付けの南圻を除くインドシナにおける出版制度に関するデクレ(全27条)が掲載されている。共著者から訳者へのメールによれば、2022年の年末には『洪徳法典から嘉隆法典までのベトナム人の人権』というタイトルの本を出版する予定だそうである。

本書の特徴は、20世紀前半の植民地期の立憲思想史(第1部)、旧南ベトナムの立憲史(第2部)、ベトナム民主共和国およびベトナム社会主義共和国の立憲史(第3部、第4部)が一体となっていることである。第3部と第4部に関しては、日本でも鮎京正訓氏の研究をはじめとして優れた先行研究の蓄積がかな

りあるが、第1部と第2部に関しては研究蓄積が非常に乏しいので、本書には希少価値があるであろう。第1部では、ベトナムの立憲思想は20世紀初頭のファン・ポイ・チャウから始まるとし、植民地期の立憲思想を、君主立憲と共和立憲の二つに大きく整理している。チャウの初期は君主立憲であったが、東遊運動で日本滞在中に執筆した『新越南』（1906年）では三院制国会を構想している。その後、議会についてはファン・チャウ・チンなどが二院制を、ホー・チ・ミンや共産党などが一院制を唱えるが、チャウの三院制はおそらく大日本帝国憲法で規定されている枢密院と帝国議会（貴族院と衆議院）からヒントをえたのではないかと訳者は推測している。本書は、ホー・チ・ミンの立憲思想と1946年憲法とのつながりを強調しているが、訳者としては、1940年代前半の『清議（タインギ）』グループやベトナム民主党の立憲論が1946年憲法に反映されている点を指摘しておきたい（拙稿「植民地期ベトナムにおける立憲論と1946年憲法」『東京外大 東南アジア学』第6巻、2000年）。結局、本書に見られるように植民地期には憲法は制定されず、管見の限りでは、1945年八月革命以前には憲法草案も起草されることはなかったと思っていた。しかし近年になって、勅使河原章氏によって、「越南帝国1945年4月憲法草案」の存在が発見された。この憲法草案は、仏印処理（1945年3月）後に成立した「越南帝国」の憲法草案で大日本帝国憲法の影響が強く、起草にあたって日本人の関与した可能性が考えられるが、三圻の統一、君民同主、四権分立、男女平等、国民の平等などの新しい面もあるのが注目される（勅使河原章「資料紹介 ベトナム国家第4文書館蔵越南帝国1945年4月憲法草案」『東京外大 東南アジア学』第24巻、2019年）。

第2部は本書ならではの貴重な部分である。過剰な情報と思われるところもあるが、南部人の著者ならではの思わせる箇所が多々ある。南北分断期の旧南ベトナムの立憲史は、旧北ベトナムの立憲史と無関係ではなく、意識的・無意識的に相互作用があり、両者を比較検討することによって見えてくるものもあるのではなからうか。たとえばベトナム共和国第一共和政の1956年憲法とベトナム民主共和国の1959年憲法では国民を指導する存在が設定される党治国家的な集権独裁であり西洋型の代議制民主主義や政党政治ではなかった点が共通する一方、公民権の自由に関しては「共産主義にならない自由」と「社会主義になる自由」という違いがあったのではなからうか。第二共和政の1967年憲法

については、二大政党制を目指し政治的対立権を認めることが明記されているのが印象深い。

ベトナム民主共和国の1946年憲法と1959年憲法、そして統一した社会主義共和国の1980年憲法から2013年憲法を扱う第3部と第4部については、優れた先行研究も多く、記者として特に付け加えることもないが、ベトナム国内の法曹がどのような評価をしているのかの一例として本書を読んでもいただければ幸いである。元司法大臣のグエン・ディン・ロック氏の指摘によれば、1946年から1994年までの50年近くの7期の国会で84の法案が通過したにすぎないが、第11期国会(2002—2007年)では84の法案が通過したという(『CALEブックレット』No.2, 2008年)。このようにベトナムの法整備はドイモイ以降、とりわけ1990年代以降に急速に進捗したが、一方でドイモイ以前においても文革期の中国と違って「法ニヒリズム」に陥ることなく、かつてウッドサイドが指摘していたように、1970年代初頭から経済管理の分野を中心に法制化の重要性をレ・ズアン第一書記(当時)らが唱えていたことも留意しておく必要があるであろう(Alexander B. Woodside, *Community and Revolution in Modern Vietnam*, Houghton Mifflin Company, 1976. pp.273—276)。

各憲法の条文の翻訳にあたっては、以下の先行翻訳を参照させていただいた。記して謝意を表したい。

- ・外務省アジア局第三課『インドシナ三国の地位—フランスとの関係を中心として—』1953年
- ・衆議院法制局、参議院法制局、国立国会図書館調査立法考査局、内閣法制局『和訳 各国憲法集(続)(七) ヴェトナム共和国憲法』1957年
- ・奥原忠弘「資料 ベトナム共和国憲法」『神奈川法学』3(2)、1968年
- ・岡倉古志郎・鈴木正四監修、アジア・アフリカ研究所編『資料 ベトナム解放史』第1巻・第3巻、労働旬報社、1970・1971年
- ・浦野起央・西修編著『資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第6巻 憲法資料 アジア I』パピルス出版、1980年
- ・鮎京正訓・高世仁訳「ベトナム社会主義共和国憲法(1980年12月18日採択)」1、2完、『法律時報』第53巻6号、7号、1981年
- ・「ベトナム社会主義共和国憲法 = 全文 80年12月19日公布」(上)(下)、『世界週報』1981年2月3日号、2月10日号

- ・遠藤聡「ベトナムの国会と立法過程」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』231, 2007年
- ・萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集 [第2版]』明石書店、2007年
- ・鮎京正訓・四本健二・浅野宜之編『新版 アジア憲法集』明石書店、2021年
- ・「憲法 ベトナム社会主義共和国」<http://www.moj.go.jp/content/001167755.pdf> (最終閲覧日 2022年6月14日)

ここで個人的感懐を述べさせていただきたい。本書を翻訳している最中、1980年代に国立国会図書館調査立法考査局の非常勤調査員をしていた時にベトナムの法律紹介記事を何本か書いたこと、1990年代前半に森島昭夫教授のお手伝いで分厚いベトナム民法典草案の日本語訳をした時のことがしばしば思い出された。また法学は専門外の私が本書を翻訳するという「冒険」をするにあたって、襟を正さなければならないベトナム研究者仲間として常に念頭にあったのは、鮎京正訓氏と中野亜里氏である。鮎京正訓氏とは五島文雄・竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』（アジア経済研究所、1994年）で一緒に仕事をさせていただいてから面識をえて、『ベトナム憲法史』（日本評論社、1993年）、『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）、『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会、2011年）、『日本とアジアをつなぐ法整備支援のすすめ』（旬報社、2017年）などの著書で、ベトナムの憲法について多くのことを学ばせていただいた。中野亜里氏とは恩師の三尾忠志先生を介して、互いに大学の専任教員になる前からの知り合いであった。彼女の専門はベトナムの政治・国際関係であったが、時に憲法に関する鋭い論文や憲法の日本語訳も発表されていて看過できない存在であり、またベトナムの民主化運動への見識の深さには敬意を払っていた（たとえば『ベトナムの人権 多元的民主化の可能性』福村出版、2009年）。遺作となったフィ・ドゥック著の翻訳『ベトナム：ドイモイと権力』（めこん、2021年）に私は大いに触発され、本書の翻訳を思いたつ直接的契機ともなった。

ベトナムにおける憲法構想や制定された憲法は、国民国家構想のエッセンスともいえる。私も寄稿させていただいた2冊の共著（久留島浩・趙景達編『アジアの国民国家構想』青木書店、2008年。同編『国民国家の比較史』有志舎、2010年）所収の拙論を踏まえて、ベトナムの20世紀初頭から現在に到るまで

の「国民国家構想」の歴史をじっくりと俯瞰してみたかったというのが、本書の翻訳に取り組んだ動機である。もともと 20 世紀以降のベトナム立憲史は、いわば、思想家・政治活動家・官僚・法曹などのいわゆる知識人による国家・社会の法規範の模索の歴史である。ベトナム近現代史をより立体的に把握するためには、他方でベトナムの民衆文化における道德規範・宗教規範などの相関関係の展開をあわせて見ていく必要があるであろう。訳者がこれまでおこなってきた、ホアハオ教、「善檀」、明師道、「ホーおじさん教」などの民衆宗教研究はその試みの一端である。

最後に、ブックカバーの写真をご提供して下さったハノイ歴史研究会と本書をシリーズ「ベトナムを知る」に加えていただいたビスタ ピー・エスの酒井洋昌氏に感謝を申し上げたい。本書が同シリーズの充実に少しでも貢献できることを願っている。